

令和3年11月19日

▼タイトル

高島市職員措置請求（住民監査請求）の監査結果について
（みんなで創るまちづくり交付金に関する件）

▼内 容

令和3年9月22日に提出された高島市職員措置請求書（みんなで創るまちづくり交付金に関する件）について、監査を実施した結果を、地方自治法第242条第5項の規定に基づき請求人に通知したので、これを公表します。

▼経 過

令和3年 9月22日 住民監査請求書受付
令和3年 9月30日 住民監査請求書の受理決定
令和3年11月 5日 請求人および関係職員の陳述聴取
令和3年11月19日 監査結果の通知および公表

▼請求の要旨

請求人が●●区の区民ではないにもかかわらず、みんなで創るまちづくり交付金を不正受給するために、市長に対して、●●区区長が故意または重大な過失に基づき、職務上の権限を乱用して（内容虚偽の）名簿および住宅地図を作成・行使し、これを受けた市職員は、内容虚偽であるにも関わらず、故意または重大な過失に基づき、職務上の権限を乱用し、正しい区民名簿および住宅地図として受理、確認、追認し、備え付けて行使をした。この行為は、新たな行為として、違法である。

よって、行政処分たる当該行為の取消しおよび無効確認、当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認、ならびに当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して請求する。

▼監査の結果要旨

請求人の本件措置請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

＜監査委員の判断＞

みんなで創るまちづくり交付金の算定に用いる、自治会等加入世帯数の報告は自治会等が構成員と認める世帯であり、自治会規約では、区民は居住する者をもって組織するとあることから、自治会等に加入しているか否かは自治会長の判断に委ねられており市に判断する権限がない。また、交付金は適正に事務が執行されており回復すべき損害がないことから、本請求には請求の理由が無いと判断した。

▼監査結果公表文

別添のとおり

(監査結果には、請求者の氏名および団体の名称等を記載していますが、公表文には、個人名等は伏字に置き換えています。)

▼問い合わせ先

○所 属：監査委員事務局

○電話番号：0740(25)8000 (代表)

○ファックス：0740(25)8101

対象：H30.1.1 区民名簿、住宅地図

高島市職員が行った行政処分たる当該行為(2) H29年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定。

：無効確認することを求める

処分2、要旨番号1、項目（一）、摘要三

対象：H29年度まちづくり交付金

②●●区長が行った違法行為。区民名簿(H31.1.1)の作成・行使したこと。

：無効確認することを求める

処分2、要旨番号2、項目（二）、摘要一

対象：H31.1.1 区民名簿

高島市職員が行った行政処分たる当該行為(1) ●●区区民名簿(H31.1.1)の受理、確認、追認、備え付けて行使。

：無効確認することを求める

処分2、要旨番号2、項目（二）、摘要二

対象：H31.1.1 区民名簿

高島市職員が行った行政処分たる当該行為(2) H30年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定。

：無効確認することを求める

処分2、要旨番号2、項目（二）、摘要三

対象：H30年度まちづくり交付金

③●●区長が行った違法行為。区民名簿に関する住宅地図(R2.1.1)の作成・行使したこと。

：無効確認することを求める

処分2、要旨番号3、項目（三）、摘要一

対象：R2.1.1 住宅地図

高島市職員が行った行政処分たる当該行為(1) ●●区区民名簿に関する住宅地図(R2.1.1)の受理、確認、追認、備え付けて行使

：無効確認することを求める

処分2、要旨番号3、項目（三）、摘要二

対象：R2.1.1 住宅地図

高島市職員が行った行政処分たる当該行為(2)「回議書令和元年11月18日決裁」(令和元年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定)

：無効確認することを求める

処分2、要旨番号3、項目（三）、摘要三

対象：R1年度まちづくり交付金

④●●区長が行った違法行為。区民名簿(R3.1.1)の作成・行使したこと。

：無効確認することを求める

処分2、要旨番号4、項目（四）、摘要一

対象：R3.1.1 区民名簿

高島市職員が行った行政処分たる当該行為(1) ●●区区民名簿(R3.1.1)の受理、確認、追認、備付け行使。

：無効確認することを求める

処分2、要旨番号4、項目（四）、摘要二

対象：R3.1.1 区民名簿

処分3. 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求に関する処分

①●●区長が行った違法行為。●●区区民名簿、住宅地図(H30.1.1)の作成・行使したこと。

: 法的評価 偽計業務妨害違反、信用毀損違反

処分3、番号1、項目(一)、摘要一

高島市職員が行った行政処分たる当該行為。●●区民名簿、住宅地図(H30.1.1)の受理、確認、追認、備え付けて行使。

: 法的評価 公務員職権濫用、内容虚偽の公文書作成・行使

処分3、番号1、項目(一)、摘要二

②●●区長が行った違法行為。職務上の権限を濫用し●●区民名簿(H31.1.1)の作成・行使したこと。

: 法的評価 偽計業務妨害違反、信用毀損違反

処分3、番号2、項目(二)、摘要一

高島市職員が行った行政処分たる当該行為。●●区民名簿(H31.1.1)の受理、確認、追認、備え付けて行使。

: 法的評価 公務員職権濫用、内容虚偽の公文書作成・行使

処分3、番号2、項目(二)、摘要二

③●●区長が行った違法行為。名簿に関する住宅地図(R2.1.1)の作成・行使したこと。

: 法的評価 偽計業務妨害違反、信用毀損違反

処分3、番号3、項目(三)、摘要一

高島市職員が行った行政処分たる当該行為。●●区民名簿に関する住宅地図(R2.1.1)の受理、確認、追認、備え付けて行使。

: 法的評価 公務員職権濫用、内容虚偽の公文書作成・行使

処分3、番号3、項目(三)、摘要二

④●●区長が行った違法行為。区民名簿(R3.1.1)の作成・行使したこと。

: 法的評価 偽計業務妨害違反、信用毀損違反

処分3、番号4、項目(四)、摘要一

高島市職員が行った行政処分たる当該行為。●●区民名簿(R3.1.1)の受理、確認、追認、備え付けて行使。

: 法的評価 公務員職権濫用、内容虚偽の公文書作成・行使

処分3、番号4、項目(四)、摘要二

処分4. 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求に関する処分。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求に関する処分

①平成29年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定 455,000円

: 損害賠償請求 相手 当時区長、請求額455,000円

処分4、大項目番号大1

②平成30年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定 475,000円

: 損害賠償請求 相手 当時区長、請求額475,000円

処分4、大項目番号大2

③(令和元年度)みんなで創るまちづくり交付金の額の確定 444,000円

: 損害賠償請求 相手 当時区長、請求額444,000円

処分4、大項目番号大3

④回議書 令和3年2月10日(R2年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定)等作成・行使 405,000円

: 損害賠償請求 相手 現区長、請求額405,000円

処分4、大項目番号大4

■措置請求の趣旨

趣旨 1. 行政処分たる当該行為の取消しの請求

①●●区区民名簿等、住宅地図(H30.1.1)の作成・行使 作成・行使者 区長

趣旨 1、番号 1、項目 (一)、一

対象：H30.1.1 区民名簿、住宅地図

「H30年2月23日 (H29年度)みんなで創るまちづくり交付金実績報告」確認、追認、行使

確認・検査：高島市職員

趣旨 1、番号 1、項目 (一)、二

対象：H29年度まちづくり交付金

当該執行機関又は職員が行った当該怠る事実の詳細

▲▲▲▲は●●区の区民ではないにもかかわらず、平成30年度みんなで創るまちづくり交付金を不正受給するために、高島市長福井正明に対して、(当時:平成29年度)●●区代表者:区長●●●●が、故意または重大な過失、過失に基づき、職務上の権限を濫用して(内容虚偽の)●●区区民名簿・住宅地図(平成30年1月1日現在)を作成・行使したこと。

みんなで創るまちづくり交付金実績報告 チェックリスト

平成30年2月23日 ●●支所 ●● ●●●●●●

追認・行使 内容虚偽であるにもかかわらず、故意または重大な過失、過失に基づき、職務上の権限を濫用して、正しい区民名簿・住宅地図(平成30年1月1日現在)として追認、高島市に備え付けて行使。

新たな信用毀損及び業務妨害

②●●区区民名簿等(H31.1.1)の作成・行使 作成・行使者 区長

趣旨 1、番号 2、項目 (二)、一

対象：H31.1.1 区民名簿

「H31年3月7日 (H30)みんなで創るまちづくり交付金実績報告」確認、追認、行使
確認・検査：高島市職員

趣旨 1、番号 2、項目 (二)、二

対象：H30年度まちづくり交付金

当該執行機関又は職員が行った当該怠る事実の詳細

▲▲▲▲は●●区の区民ではないにもかかわらず、平成31年度みんなで創るまちづくり交付金を不正受給するために、高島市長福井正明に対して、(当時:●●区代表者)区長●●●●が、故意または重大な過失、過失に基づき、職務上の権限を濫用して(内容虚偽の)●●区区民名簿(平成31年1月1日現在)を作成・行使したこと。

(H30年度)みんなで創るまちづくり交付金実績報告書 チェックリスト

平成31年3月7日 ●●支所 ●● ●●●●●●

事業確認調書 平成31年3月7日 ●●支所 ●●●● ●●●●●●

回議書(高今第37号、決裁:平成31年3月15日)

追認・行使 内容虚偽であるにもかかわらず、故意または重大な過失、過失に基づき、職務上の権限を濫用して、正しい区民名簿として追認。内容虚偽であるにもかかわらず、故意または重大な過失、過失に基づき、職務上の権限を濫用して、正しい区民名簿として、高島市に備え付けて行使。新たな信用毀損及び業務妨害

③●●区区民名簿に関する住宅地図(R2.1.1)の作成・行使 作成・行使者 区長

趣旨 1、番号 3、項目 (三)、一

対象：R2.1.1 住宅地図

「R2年5月14日 (R2)みんなで創るまちづくり交付金の交付決定について」確認、追認、行使

確認・検査：高島市職員

趣旨 1、番号 3、項目 (三)、二

対象：R2年度まちづくり交付金

当該執行機関又は職員が行った当該怠る事実の詳細

▲▲▲▲は●●区の区民ではないにもかかわらず、令和2年度みんなで創るまちづくり交付金を不正受給するために、高島市長福井正明に対して、(当時・●●区代表者)区長●●●●が、故意または重大な過失、過失に基づき、職務上の権限を濫用して(内容虚偽の)●●区区民名簿(令和2年1月1日現在)を作成・行使したこと。

みんなで創るまちづくり交付金交付申請書

令和2年5月8日 ●●支所 ●● ●●●● 令和2年5月14日(決裁)

●●支所 支所長●●●● 追認・行使 内容虚偽であるにもかかわらず、故意または重大な過失、過失に基づき、職務上の権限を濫用して正しい区民名簿として追認。高島市に備え付けて行使したこと。 新たな信用毀損及び業務妨害

④●●区区民名簿等(R3.1.1)の作成・行使 作成・行使者 区長

趣旨1、番号4、項目(四)、一

対象：R3.1.1 区民名簿

「R3年2月10日 (R2年度)みんなで創るまちづくり交付金実績報告書」確認、追認、行使

確認・検査：高島市職員

趣旨1、番号4、項目(四)、二

対象：R2年度まちづくり交付金

当該執行機関又は職員が行った当該怠る事実の詳細

▲▲▲▲は●●区の区民ではないにもかかわらず、令和3年度みんなで創るまちづくり交付金を不正受給するために、高島市長福井正明に対して、(当時)●●区代表者：区長●●●●が、故意または重大な過失、過失に基づき、職務上の権限を濫用して(内容虚偽の)●●区区民名簿(令和3年1月1日現在)を作成・行使したこと。

みんなで創るまちづくり交付金実績報告書 チェックリスト

令和3年2月10日 確認 ●●支所 ●● ●●●●

事業期間：自令和2年4月1日至令和3年2月8日

令和3年2月10日 検査 ●●支所 ●●●● ●●●● 追認・行使 内容虚偽であるにもかかわらず、故意または重大な過失、過失に基づき、職務上の権限を濫用して、正しい区民名簿として追認。内容虚偽であるにもかかわらず、故意または重大な過失、過失に基づき、職務上の権限を濫用して、正しい区民名簿として、高島市に備え付けて行使。 新たな信用毀損及び業務妨害

趣旨2. 行政処分たる当該行為の無効確認の請求

①回議書H30年3月7日作成・行使

平成29年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定について

趣旨2、大項目番号大1

②回議書H31年3月15日作成・行使

平成30年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定について

趣旨2、大項目番号大2

③回議書R1年11月18日作成・行使

(令和元年度)みんなで創るまちづくり交付金の額の確定について

趣旨2、大項目番号大3

④回議書R2年5月14日作成・行使

(令和2年度)みんなで創るまちづくり交付金の交付決定について

回議書(添付書類送付票)R3年2月10日作成・行使

(令和2年度)みんなで創るまちづくり交付金の額の確定について

趣旨2、大項目番号大4

趣旨3. 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

- ①●●区区長が行った違法行為。●●区区民名簿、住宅地図(H30.1.1)の作成・行使したこと。
 : 区長が行った違法行為の法的評価 偽計業務妨害違反、信用毀損違反
 趣旨 3、番号 1、項目 (一)、摘要一
 高島市職員が行った行政処分たる当該行為。●●区区民名簿、住宅地図(H30.1.1)の受理、確認、追認、備え付けて行使
 : 高島市職員が行った行政処分たる怠る事実の法的評価 公務員職権濫用、内容虚偽の公文書作成・行使
 趣旨 3、番号 1、項目 (一)、摘要二
- ②●●区区長が行った違法行為。職務上の権限を濫用して●●区区民名簿(H31.1.1)の作成・行使したこと。
 : 区長が行った違法行為の法的評価 偽計業務妨害違反、信用毀損違反
 趣旨 3、番号 2、項目 (二)、摘要一
 高島市職員が行った行政処分たる当該行為。●●区区民名簿(H31.1.1)の受理、確認、追認、備え付けて行使。
 : 高島市職員が行った行政処分たる怠る事実の法的評価 公務員職権濫用、内容虚偽の公文書作成・行使
 趣旨 3、番号 2、項目 (二)、摘要二
- ③●●区区長が行った違法行為。●●区区民名簿に関する住宅地図(R2.1.1)の作成・行使したこと。
 : 区長が行った違法行為の法的評価 偽計業務妨害違反、信用毀損違反
 趣旨 3、番号 3、項目 (三)、摘要一
 高島市職員が行った行政処分たる当該行為。●●区区民名簿に関する住宅地図(R2.1.1)の受理、確認、追認、備え付けて行使。
 : 高島市職員が行った行政処分たる怠る事実の法的評価 公務員職権濫用、内容虚偽の公文書作成・行使
 趣旨 3、番号 3、項目 (三)、摘要二
- ④●●区区長が行った違法行為。●●区区民名簿(R3.1.1)の作成・行使したこと。
 : 区長が行った違法行為の法的評価 偽計業務妨害違反、信用毀損違反
 趣旨 3、番号 4、項目 (四)、摘要一
 高島市職員が行った行政処分たる当該行為。●●区区民名簿(R3.1.1)の受理、確認、追認、備え付けて行使。
 : 高島市職員が行った行政処分たる怠る事実の法的評価 公務員職権濫用、内容虚偽の公文書作成・行使
 趣旨 3、番号 4、項目 (四)、摘要二

趣旨 4. 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求

当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求

①回議書 H29 年 5 月 22 日作成・行使

平成 29 年度みんなで創るまちづくり交付金の交付決定について 455,000 円

回議書 H30 年 3 月 7 日作成・行使

平成 29 年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定について 455,000 円

: 損害賠償請求 相手 当時区長、請求額 455,000 円

趣旨 4、大項目番号大 1

②回議書 H30 年 5 月 29 日作成・行使

県営住宅駐車スペース管理運営委員会（標準）規約

●●区定時総会への質問、要望事項（平成25年3月31日）

弁論書（1）区長宛

弁論書（1）住宅管理人宛

テレビ共同受信施設会計報告

保管義務違反通知書 本人宛

保管義務違反通知書 滋賀県土木交通部住宅課長宛

滋賀県営住宅管理センター副センター長現場再度視察に関するメモ

●●区だより（平成27年度第1号）

●●区だより（平成27年2月号）

町内会・自治会脱退の自由と意味 文献抜粋

・事実証明書（七）（簡明）補正書

文献「地域分権時代の町内会・自治会」より

(2)措置請求の理由

- ・総説（一）、総説（二）、総説（三）、各説、特説、第3章の論理法則、集合の書き表し方、ならばを含む命題の否定と反例、基本論理式及び要約論理式に関する真理表、定義等、ヴェン図

第2 請求の受理

本件措置請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和3年9月30日付で受理することを決定し、同日、請求人に通知した。

また、措置請求書に関し、令和3年10月6日付けで以下の追加資料の提出があった。

- ・措置請求の理由：特設の訂正申立書（令和3年9月30日受理）
- ・補充訂正の経緯（平成3年10月6日受理）
- ・補充訂正申立書（平成3年10月6日受理）
- ・補充訂正申立書の訂正申立書（平成3年10月6日受理）

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件措置請求書および事実証明書に基づき、処分1による「行政処分たる当該行為の取消しの請求」、処分2による「行政処分たる当該行為の無効確認の請求」、処分3による「当該執行機関又は職員による当該怠る事実の違法確認の請求」における職員の怠る事実の有無について、処分4による「当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求に関する処分。ただし当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求に関する処分」について交付金の支出が違法または不当な財務会計上の行為といえるか否かを監査対象事項とした。

なお、処分1から処分3については、平成30年から令和3年までの1月1日付けの区民名簿等に対する処分の請求であり、処分4については、平成29年度から令和2年度の交付金の支出に対する処分の請求となっていることから、処分1から処分3と処分4の請求を分けて判断する。また、措置請求書の処分2および趣旨1におい

請求人が●●区の区民ではないにもかかわらず、みんなで創るまちづくり交付金を不正受給するために、高島市長福井正明に対して、●●区区長が故意または重大な過失に基づき、職務上の権限を乱用して（内容虚偽の）●●区区民名簿および●●区区民に関する住宅地図を作成・行使し、これを受けた高島市職員は、内容虚偽であるにも関わらず、故意または重大な過失に基づき、職務上の権限を乱用し、正しい●●区区民名簿および●●区区民に関する住宅地図として追認し、備え付けて行使をした。この行為は、新たな行為として、違法である。

よって、行政処分たる当該行為の取消しおよび無効確認、当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認、ならびに当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して請求する。

<市長の意見>

請求人から提出された高島市職員措置請求書のうち、

処分1【行政処分たる当該行為の取消しの請求に関する処分】

「要旨」 番号1から2

処分2【行政処分たる当該行為の無効確認の請求に関する処分】

「要旨」 番号1から2

番号3 項目(三) 摘要三

処分3【当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求に関する処分】

番号1から2

処分4【当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求に関する処分。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合においては、当該賠償の命令をすることを求める請求に関する処分。】

大項目番号大1から大3については、監査請求対象期間外である。

また、請求人から提出された高島市職員措置請求書のうち、

処分1【行政処分たる当該行為の取消しの請求に関する処分】

「要旨」 番号3 項目(三) 摘要一

「要旨」 番号4 項目(四) 摘要一

処分2【行政処分たる当該行為の無効確認の請求に関する処分】

「要旨」 番号3 項目(三) 摘要一

「要旨」 番号4 項目(四) 摘要一

処分3【当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求に関する処分】

番号3 項目(三) 摘要一

番号4 項目(四) 摘要一

については、監査請求対象者が市職員ではない。

加えて、請求人から提出された高島市職員措置請求書のうち、

処分1【行政処分たる当該行為の取消しの請求に関する処分】

「要旨」 番号3 項目(三) 摘要二

番号4 項目(四) 摘要二

処分2【行政処分たる当該行為の無効確認の請求に関する処分】

「要旨」 番号3 項目(三) 摘要二

番号4 項目(四) 摘要二

処分3【当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求に関する処分】

番号3 項目(三) 摘要二

番号4 項目(四) 摘要二

のうち、「名簿を受理し、備え付けて行使」することは、事実行為であり、行政処分の対象ではない。

よって、上記については、監査請求対象ではないため、回答をしない。

処分1【行政処分たる当該行為の取消しの請求に関する処分】

「要旨」 番号3 項目(三) 摘要二

番号4 項目(四) 摘要二

処分2【行政処分たる当該行為の無効確認の請求に関する処分】

「要旨」 番号3 項目(三) 摘要二

番号4 項目(四) 摘要二

処分3【当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求に関する処分】

番号3 項目(三) 摘要二

番号4 項目(四) 摘要二

のうち、「確認」「追認」については、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第2条第1項において、自治会加入世帯数とは自治会等が構成員と認める世帯の合計数と定義している。つまり、構成員か否かの認定は区が行うものであり、市がすべての区の規約を確認し、区民か否かを確認する義務は求められておらず、疑義が生じた際に口頭で確認するに留まると認識している。なお、●●区規約を確認したところ、第2条において(区民)この区は、この区に居住するものをもって組織するとされており、世帯数の誤りはないと確認した。

請求人から提出された高島市職員措置請求書のうち、

処分4【当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求に関する処分。】

ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求に関する処分。】

大項目番号大4

については、●●区規約第2条(区民)によると「この区は、この区に居住するものをもって組織する。」となっており、区長から提出された●●区区民名簿記載の世帯の数と「世帯数等報告書」の世帯の数は同数である。また、世帯数等報告書に基づき、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例および施行規則と照らし合わせても、事務は適切に執行されており、当市がこうむった損害もなく、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例第10条(交付金の交付決定の取消し)の対象ではないことから、市としては返還請求の必要はないものと判断する。

関係職員の陳述の概要は、以下のとおりである。

ア. 行政処分たる当該行為の取消し・無効確認・怠る事実の違法確認の請求に関する処分において、平成30年1月1日および平成31年1月1日を基準とした●●区区民名簿、住宅地図の作成・行使に伴う請求については、住民監査請求対象期間外である。

イ. 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求に関する処分について、平成29年度および平成30年度ならびに令和元年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定にかかる請求については、住民監査請求対象の期間外である。

- ウ. 行政処分たる当該行為の取消し・無効確認・怠る事実の違法確認の請求に関する処分において、●●区区長が行った、令和2年1月1日および令和3年1月1日を基準とした●●区区民名簿、住宅地図の作成・行使に伴う請求については、監査請求対象者が市職員ではない。
- エ. 行政処分たる当該行為の取消し・無効確認・怠る事実の違法確認の請求に関する処分において、令和2年1月1日および令和3年1月1日を基準とした●●区区民名簿、住宅地図の作成・行使に伴う請求のうち高島市職員が行った行政処分たる当該行為のうち「名簿を受理し、備え付けて行使」することは行政処分ではなく事実行為である。
- オ. 行政処分たる当該行為の取消し・無効確認・怠る事実の違法確認の請求に関する処分において、令和2年1月1日および令和3年1月1日を基準とした●●区区民名簿、住宅地図の作成・行使に伴う請求のうち高島市職員が行った行政処分たる当該行為のうち「確認」「追認」行為については、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第2条第1項において自治会加入世帯数とは自治会等が構成員と認める世帯の合計数と定義されており、構成員か否かの判断は自治会等の判断によるもので、行政が区民か否かを判断する義務は求められていない。また、●●区規約でも、区に居住するものをもって組織するとされており、世帯数の誤りはないと確認した。
- カ. 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求に関する処分について、令和2年度みんなで創るまちづくり交付金の額の確定にかかる請求については、●●区規約により、この区に居住する世帯として区長から世帯数等報告書が提出され、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例および施行規則と照らし合わせても、事務は適切に執行されており、市が被った損害もなく、同交付金条例第10条による交付金の交付決定の取消し対象とはならないことから、市として返還請求する必要はない。

4 要件審査に係る判断

- (1) 請求書(処分1)(処分2)(処分3)における●●区区長が行った行為については、地方自治法第242条第1項の規定により対象となる市の職員ではないことから、住民監査請求の対象ではない。
- (2) 請求書(処分2)④には、高島市職員が行った行政処分たる当該行為「みんなで創るまちづくり交付金の額の確定について」の無効確認は求められていないことから、令和3年度の交付金における無効確認については対象としていない。
- (3) 請求書(処分4)のみんなで創るまちづくり交付金については、平成29年度から令和2年度までに●●区に総額1,779,000円が交付されている。当該交付金は概算払い(地方自治法第232条の5第2項)で交付することができ、1年を経過している額は1,657,000円であった。

地方自治法第242条第2項には、「当該行為のあった日から1年を経過したときは、これ(住民監査請求)をすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されている。

また、概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から1年を経過したときは、これを行うことができないものと解される(最高裁判所平成7年2月21日第三小法廷判決同旨)。

ゆえに、本請求書が提出された日において既に1年を経過している概算払いおよび精算払いされている1,657,000円については、本請求書の提出までに支払があったときから1年を経過しているため、正当な理由の有無を検討する必要がある。

ここで正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである(最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決同旨)。

- (4) 1年の監査請求期間の経過について正当な理由があることについては請求書(趣旨4)に係る令和2年度みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則(平成23年高島市規則第12号。以下「交付金条例施行規則」という。)において、実績報告書は、交付対象事業を完了した日から起算して1月を超えない日または翌年度の4月10日までに提出されるべきものであると規定されており、実績報告書が令和3年2月8日に提出されるまでは、一般住民としては実績報告書に関する情報を知り得る手段がなかったと言える。そのため、1年の監査請求期間を過ぎたこともやむを得ず、地方自治法第242条第2項ただし書きの規定による正当な理由があったと判断するのが相当である。

よって、令和2年度において概算払として支出した交付金283,000円は1年を経過しているものの、正当な理由があるとして、概算払として支出した交付金283,000円と精算払として支出した交付金122,000円を含む合計405,000円について監査対象とする。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) まちづくり交付金について(交付金条例)

ア. 高島市みんなで創るまちづくり交付金条例(以下「まちづくり交付金条例」という。)は、平成23年3月30日公布、同年4月1日に施行されている。

イ. まちづくり交付金条例第1条では、その目的として「市内の自治会等が身近な地域課題を自主的に解決し、自らの判断と創意工夫により地域社会を維持発展させるために行う活動に対して交付金を交付することにより、住民自治の振興および市民協働のまちづくりの推進ならびに地域の均衡ある発展に資することを目的とする」と規定している。

ウ. まちづくり交付金条例第2条では、交付金を「市が市民の共通利益の実現と生活の向上を目的に行う公共的または公益的な活動の一部を自治会等に委ねる場合に要する支出金」と規定されている。

エ. まちづくり交付金条例第5条では、交付金の対象となる事業として「自治会等が第1条に掲げる目的を達成するために実施する次に掲げる事業」と規定している。

(1) 安全、安心な地域づくりに関する事業

(2) 地域の保健、福祉、青少年健全育成および人権尊重に関する事業

- (3) 地域内または地域間の交流等を図る事業
 - (4) 地域の道路、河川その他の基盤施設の整備または維持管理に関する事業
 - (5) 環境の保全および地域の美化に関する事業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- オ. まちづくり交付金条例第6条では、交付金の交付限度額として「市長は、自治会等に対し、交付対象事業に要する費用（規則で定める費用を除く）として、規則で定める交付限度額を上限に交付金を交付する」と規定されている。
- カ. まちづくり交付金条例第7条では、申請方法として「自治会等の長は、交付金の交付を受けようとするときは、市長に交付の申請をしなければならない」と規定されている。
- キ. まちづくり交付金条例第9条では、事業実績報告として「自治会等の長は、交付対象事業が完了したときは、市長に事業実績の報告をしなければならない」と規定されている。
- ク. まちづくり交付金条例第10条では、交付決定の取消しとして「市長は、交付金の交付の決定を受けた自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部または一部を取り消すことができる」と規定されている。
- (1) 関係法令またはこの条例もしくはこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 第8条の規定による交付の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りの申請その他不正な手段により交付金の交付の決定を受けたとき。
 - (4) 交付金を他の用途に使用したとき。
 - (5) その他市長が交付金を交付することが不相当と認めるとき。
- ケ. まちづくり交付金条例第12条では、報告および調査として「市長は、自治会等に対し、この条例の施行に必要な事項について報告を求め、または当該職員をして実地に調査をさせることができる」と規定されている。
- (2) まちづくり交付金について（交付金条例施行規則）
- ア. 高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則（以下「まちづくり交付金施行規則」という。）は、平成23年4月1日に公布、施行され、その後改正が行われている。
- イ. まちづくり交付金施行規則第2条では、自治会等加入世帯数として「自治会等の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動への参加や会費の徴収を勘案して、自治会等が構成員と認める世帯の合計数をいう」と規定されている。また、第2項では、広報誌等配付数として、「自治会等における市の広報誌等の配付数（法人への配付数を除く。）をいう」と規定されている。
- ウ. まちづくり交付金施行規則第4条では、交付限度額として以下のとおり規定している。
- (1)均等割額
 - ア 加入世帯数が20世帯以上の自治会 1自治会につき11万円
 - イ 加入世帯数が10世帯以上20世帯未満の自治会 1自治会につき10万円
 - (2)世帯割額 自治会等加入世帯数に2,000円を乗じて得た額
 - (3)広報誌等配付割額 広報誌等配付数に2,000円を乗じて得た額
 - (4)地域加算額

(下記の加算額のうち、いずれか高い額を世帯割額に加算する。ただし、

1, 000円未満の端数は切り捨てる。)

高齢化地域加算 自治会等加入世帯数×2, 000円×1. 0

山間地域加算 自治会等加入世帯数×2, 000円×0. 8

積雪地域加算 自治会等加入世帯数×2, 000円×0. 5

エ. まちづくり交付金施行規則第5条では、交付限度額算定に用いる自治会等加入世帯数の交付基準日が規定されており、そこには「交付限度額の算出に要する自治会等加入世帯数、広報誌等配付数および地域加算額の加算条件を満たす基準日(以下「交付基準日」という。)は、交付金の交付年度の前年度の1月1日とする」と規定されている。

オ. まちづくり交付金施行規則第7条では、自治会等の長の報告について規定されており、「自治会等の長は、交付基準日における自治会等加入世帯数および広報誌等配付数を市長が別に定める日までに市長に報告しなければならない」と規定されており、第2項において「市長は、前項の規定による報告があったときは、当該自治会等の交付限度額を算出し、みんなで創るまちづくり交付金交付限度額通知書により、その者に通知するものとする」となっている。

カ. まちづくり交付金施行規則第8条では、交付申請について「交付の申請は、みんなで創るまちづくり交付金交付申請書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない」と規定されている。

(1) みんなで創るまちづくり交付金事業計画書兼収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

キ. まちづくり交付金施行規則第9条では、交付決定として「市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付することが適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、みんなで創るまちづくり交付金交付決定(変更承認)通知書により、その者に通知するものとする。この場合において、申請の額に1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする」と規定されている。

ク. まちづくり交付金施行規則第11条では、実績報告として「条例第9条に規定する事業実績の報告は、交付対象事業を完了した日から起算して1月を超えない日または当該事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、みんなで創るまちづくり交付金実績報告書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない」と規定されている。

(1) みんなで創るまちづくり交付金事業成果書兼精算書

(2) 領収書等の写し(記載されている金額が1万円未満のものを除く)

(3) 事業内容の分かる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

ケ. まちづくり交付金施行規則第12条には、交付金の額の確定として「市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、みんなで創るまちづくり交付金額の確定通知書によりその者に通知するものとする」と規定されている。

コ. まちづくり交付金施行規則第13条には、交付金の請求として「前条の規定により額の確定を受けた者が、交付金の交付を受けようとするときは、みんなで創

るまちづくり交付金交付請求書（概算払・精算払）により市長に交付の請求をしなければならない」と規定されている。

- (3) みんなで創るまちづくり交付金事務の手引きによる自治会等加入世帯数の説明
令和2年度 みんなで創るまちづくり交付金事務の手引き（市民協働課作成）では、加入世帯数の基準日は毎年1月1日を基準日と示されており、各区・自治会の加入世帯数と広報誌等配付数の報告と交付金事務の流れや具体的な補助対象事業の内容が明記されている。なお、加入世帯数の報告には、世帯名簿等の提出が必要であり、加入世帯数とは、①区・自治会の区域に常住（安定的に居住）している世帯、②区・自治会活動に継続的に参加している世帯を対象とするとしている。

- (4) 交付基準日における自治会等加入世帯数の扱いについて

交付基準日については、上記(2)のエおよび(3)のとおり交付金交付年度の前年度の1月1日が基準となっており、自治会等加入世帯数については、上記(2)イのとおり自治会等が構成員と認める世帯数の合計数となっている。

請求人の主張する令和2年1月1日、令和3年1月1日の現在の区民名簿等の報告は、それぞれ、●●区が構成員と認める世帯数の報告がなされており、事実証明書として提出された区民名簿等の件数と一致していた。また、本件対象となる令和2年度の自治会等加入世帯数の報告内容に相違がないか●●区区長に確認したところ、令和2年1月1日現在の自治会等加入世帯数は59世帯で広報誌配付世帯数についても59世帯であった。

- (5) 自治会等加入世帯数の判断について

自治会等加入世帯数の報告数については、上記(2)イのとおり、自治会等が構成員と認める世帯数の合計数となっており、判断は自治会等に委ねられている。●●区規約第2条では、「この区は、この区に居住する者をもって組織する」と規定されており、居住要件をもとに自治会加入世帯として世帯数が報告されている。

請求人の主張する令和2年1月1日現在の世帯の合計数について、●●区区長に確認したところ、居住要件をもとに自治会等の加入世帯として世帯数が報告されており、事実証明書として提出された区民名簿等の件数と一致していた。

- (6) まちづくり交付金交付限度額の算定について

本件対象となる令和2年度まちづくり交付金の交付限度額については、均等割額は、20世帯以上の自治会であることから11万円。世帯割額については59世帯で11万8千円、広報誌等配付割額については59世帯で11万8千円となり、地域加算として、積雪加算5万9千円が追加され、合計40万5千円が交付限度額とされている。

- (7) まちづくり交付金の交付事務について

令和2年度におけるまちづくり交付金の確定事務の流れは、次のとおりとなる。

●●区区長より自治会加入世帯数および広報誌等配付世帯数報告（R2.2.10）

（59世帯 区民名簿に関する住宅地図が添付）

高島市役所●●支所で、書類の確認を行い受領（R2.2.10）

交付限度額通知書（405,000円）を●●区区長へ通知（R2.4.15）

交付金交付申請書（405,000円）●●区区長より受領（R2.5.8）

交付金交付決定通知書（405,000円）を●●区区長へ通知（R2.5.14）

交付金交付請求書（概算払）（283,000円）を●●区区長より受領（R2.5.21）

交付金概算払（R2.6.5）

交付金実績報告書（405,000円）●●区区長より受領（R3.2.8）
交付金額の確定通知書（405,000円）を●●区区長へ通知（R3.2.18）
交付金交付請求書（精算払）（122,000円）を●●区区長より受領（R3.2.22）
交付金精算払（R3.3.5）

2 監査委員の判断

(1)請求書（処分1～3）における高島市職員が行った行政処分たる当該行為について

請求人は、●●区区長が虚偽の報告書類を作成・行使し、高島市職員が受理・確認・追認・内容虚偽の当該文書を正しい文書として、備え付けて行使したと主張しているが、市の職員が行った受理および正しい文書として、備え付けて行使した行為については、事実行為に基づくもので、請求人の主張する行政処分行為とは言えない。また、確認、追認行為については、まちづくり交付金条例施行規則第2条第1項において、自治会加入世帯数とは自治会等が構成員と認める世帯の合計数と定義されており、世帯数の認定は自治会の判断にゆだねられていることから、市の職員が自治会等の構成員か否かを判断する立場にない。市の職員は、自治会加入世帯数の報告書が添付され区民名簿等の整合性についてチェックリスト等を活用し確認行為をしており、この報告により交付金交付限度額が算定されているが、交付金の算定事務において、不整合は見当たらず怠る事実にはあたらない。

なお、令和2年度における交付金の自治会等加入世帯は59世帯であり、事実証明書に添付された●●区区民名簿に関する住宅地図とも世帯数が一致している。

(2)請求書（処分4）における損害賠償請求または不当利得返還請求を求めることについて

市が●●区に対して支出をしたことが違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを判断するためには、●●区に対する交付金が、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例第10条に規定する交付決定の取消事由のいずれかに該当するかを判断する必要がある。

本件交付金は、自治会加入世帯数等を根拠として交付金の上限が定められているもので、令和2年度の自治会等加入世帯数の報告は、自治会等が構成員と認定する世帯数が報告されており、自治会等は居住する世帯数と自治会活動に継続的に参加している世帯数を考慮して報告されていることから、請求人の主張する虚偽の申請その他不正な手段により交付金が交付されたとする事実にはあらず、交付金が不当に支払われているとは言えない。

また、この交付金は、●●区の共通利益の実現と生活の向上を目的として使われており、その実績報告書により自治会の運営経費の報告が行われ、市の職員の確認行為を経て交付金の額が確定していることから、関係者が不正な利得を得たとは認められず、市が被った損害がないことから、違法又は不当な公金の支出とは言えないと判断する。

(3)交付金算定における自治会等加入世帯数の判断について

請求人は、●●区を退会し、区民ではないにも関わらず、交付金の算定根拠となる自治会等加入世帯数の報告において、自身が報告数にカウントされ、請求人が●●区の区民であると記載した内容虚偽の●●区区民名簿および●●区区民名簿に関する住宅配置図が作成されたと主張しているが、まちづくり交付金条例施行規則第2条では、

自治会等が構成員と認める世帯の合計数とされており、また●●区規約によれば、第2条において●●区民は、この区に居住する者をもって組織するとなっている。

令和2年度 みんなで創るまちづくり交付金事務の手引き（市民協働課作成）では、加入世帯数の基準日はR2年1月1日現在とされ、各区・自治会の加入世帯数と広報誌等配付数の報告について具体的な説明がなされている。その中で加入世帯数とは、区・自治会の区域に常住（安定的に居住）している世帯であり、また、区・自治会活動に継続的に参加している世帯を対象にするとされており、自治会等に加入しているか否かは●●区区長に判断が委ねられていることから、市が判断する権限がない。

よって、請求人の主張する●●区区民名簿および●●区区民名簿に関する住宅配置図が虚偽ではないと判断する。

3 結論

以上により、請求人の本件措置請求には請求の理由がないと判断し、これを棄却する。

4 市長に対する意見

本件措置請求についての監査委員の判断は以上であるが、今後の交付金事務における改善点が見受けられたので、下記の意見を付す。

みんなで創るまちづくり交付金の自治会等加入世帯数の判断について

これまで幾度となく事務処理体制を見直し改善を図っていただいているが、自治会加入世帯数等の報告は、「自治会等が構成員と認める世帯数」および「自治会活動に継続的に参加している世帯」となっており自治会等の判断に委ねられていることから、市が判断する権限がない。

今後の交付金事務において、より適正な事務の執行を確保するため、自治会等の判断が確実にできるよう徹底し、自治会等のより一層の維持発展に資するよう改めて周知されたい。